

1. 内外政

▼大統領動向

- ・12日、ゼレンスキー大統領は、サンドウ・モルドバ新大統領と会談し、地域安全保障などを協議。
- ・13日、ゼレンスキー大統領は、デ・ソウザ・ポルトガル大統領と電話会談。
- ・13日、ゼレンスキー大統領は、エネルギー関係閣僚らとの会合で、一般消費者向けガス価格の引き下げを指示。
- ・15日、ゼレンスキー大統領は、メルケル独首相と電話会談。ドンバス情勢など協議。
- ・19日、ゼレンスキー大統領は、アン・リンデ欧州安保協力機構（OSCE）議長（スウェーデン外相）と会談
- ・22日、ゼレンスキー大統領は、ラシエツト・独与党キリスト教民主同盟党首と電話会談。
- ・25日、ゼレンスキー大統領は、コロナ対策強化防疫措置の終了を宣言し、2月中にコロナワクチンの接種が始まると発言。
- ・28日、ゼレンスキー大統領は、スペインのサンチェス首相と電話会談。
- ・28日、ゼレンスキー大統領は、航空機エンジン製造企業モトールシーチの株式取得を試みている中国系企業と中国籍個人に対し、制裁を科す大統領令に署名。米メディア「アクシオス」へのインタビューにおいて、自らの大統領任期に「モトールシーチ社の経営権を外国に渡すことはない」と強調した。
- ・29日、ゼレンスキー大統領は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と電話会談

▼閣僚会議・最高会議等動向

- ・8日、閣僚会議は新型コロナウイルスの感染症対策として、強化防疫措置を24日まで導入。
- ・11日、米財務省は、ドゥビンスキー最高会議議員やデルカチ同議員などに制裁を発動。
- ・14日、クレーバ外相はチョコイ・モルドバ外相、ザルカリアニ・ジョージア外相と電話会談
- ・15日、シュミハリ首相はカリンシュ・ラトビア首相と電話会談。
- ・16日、サービス業界においてウクライナ語の利用を義務化する法律が施行。
- ・18日、ウクライナ保安庁は、モトールシーチ社の捜査に関連し、DHCグループのヤロスラウスキー氏に頭を要請。

31日、予定されていたモトールシーチ社の臨時株主総会はウクライナ保安庁の特殊部隊が捜査を実施したことにより、開催が中止。

- ・18日、閣僚会議は、一般消費者向けのガス価格を一時的に3割引き下げる決定を採択。ゼレンスキー大統領は歓迎の声明を公表。
- ・21日、クレーバ外相は、中国の王毅外相と電話会談。中国製コロナワクチンの輸出などについて協議。
- ・22日、シュミハリ首相はフリーランド・カナダ副首相兼財務相と電話会談
- ・26日、最高会議は、国民投票について定めた「全ウクライナ国民投票法」を採択。
- ・27日、クレーバ外相は、シーヤールトー・ハンガリー外相と会談。
- ・28日、最高会議は、ウクライナ保安庁（SBU）改革法の第一読を採択。また、経済保安局の新設に関する法律を採択。
- ・29日、クレーバ外相は「ルブリン・トライアングル」の外相会談に参加し、リトアニアとポーランド両外相と会談。
- ・29日、最高会議は、軍産複合体（ウクルオボロンプロム）の改革に関する法律の第一読を採択。

▼ドンバス情勢、ノルマンディ・フォーマット及び三者コンタクト・グループ（TCG）動向

- ・11日、ドネツク州の戦闘でウクライナ軍兵士1名が戦死。
- ・12日、ベルリンでノルマンディ・フォーマット補佐官級会合が開催され、イェルマーク大統領府長官が参加。
- ・20日、アン・リンデOSCE議長はドンバス地方を視察し、レズニコフ副首相兼一時的被占領地域再統合担当相などと会合を開催
- ・21日、クラウチュークTCG代表は、メドヴェチューク野党プラットフォーム生活党共同代表が主導するドンバスの被拘束者引き渡しは阻止されたと発言。
- ・21日、三者コンタクト・グループ会合がビデオ会議形式で開催され、コザク・ロシア大統領府副長官が初めて参加した。
- ・27日、イェルマーク大統領府長官は、ノルマンディ・フォーマット補佐官級会合のオンライン会合に出席。

▼クリミア情勢

- ・12日、ロシアの裁判所はクリミアで拘束されたクリミア・タタール人3名に対し、13～18年の実刑判決。

ウクライナ外務省は強い抗議の意を表明。

・14日、欧州人権裁判所は、クリミアに関連するウクライナとロシアの対立について、11の人権侵害項目において審理すると公表。

・18日、ジョウクヴァ大統領府副長官は、8月23日に「クリミア・プラットフォーム」を開催すると発表。

2. 経済

▼主な経済動向・金融政策等

・1月の対ドル中央銀行公式為替レートは、27.97~28.43UAH/USD。

・1月1日時点での外貨準備高は、対前月比11.5%増の291億3,289万ドル（過去8年で最高値を記録）。

▼マクロ経済指標（国家統計局発表）

・12月の消費者物価指数は前月から0.9%増、年率換算では5%増加。

・12月の名目賃金は14,179フリヴニャで、対前月比18.3%増加。

・12月の鉱工業生産指数は、対前年同月比4.8%増。

・12月の農業生産指数は、対前年同月比26%増。

・12月の建設業生産指数は、対前年同月比9.9%増。

・2020年1~11月期の貿易赤字額は38億9,734万ドル。輸出額は約443億4,648万ドルとなり、前年同期比3.5%減。輸入額は482億4,382万ドルとなり、前年同期比12.9%減少。

▼経済・金融

・16日、UkraineInvest（ウクライナ投資促進事務所）は、対ウクライナ外国直接投資が同日時点で累計490億ドルとなった旨発表。

・16日、中央銀行は、法人による先物為替取引禁止の撤廃を発表。

・25日、国際金融公社（IFC）による国有銀行ウクルガスバンクへの3,000万ユーロの融資に関し、財務省を含めた三者合意がなされた。本融資は、同行から再生エネルギー等に関連するウクライナ企業への融資に充てられる。

・28日、ウクライナ最高会議は、経済保安局（Bureau of Economic Security）の設立に係る法案を第二読会にて採択。また、翌29日、「ウクライナの投資環境改善のための」税法改正法も採択され、税警察の解体及びその権限の経済保安局への移行についても定められた。

▼貿易

・22日、経済貿易農業発展省は、穀物年度2019~2020年において、ウクライナの穀物輸出力が米国に次いで世界第二位となった旨発表。

▼インフラ

・12日、ゼレンスキー大統領とサンドゥ・モルドバ大統領は、二首都間の高速道路建設等の交通開発に関する覚書に署名。

・29日、ゼレンスキー大統領はスイスのシュタッドラー・レール取締役と会談し、ウクライナ国内の鉄道分野における今後の協力の可能性について協議。

▼対ウクライナ支援

・28日、クレーバ外相と倉井駐ウクライナ日本国大使は、ウクライナの感染症対策及び保健・医療体制の強化のため、国境警備庁に対し2億円相当の医療機器を供与する覚書に署名。

▼気候変動・再生可能エネルギー

・19日、ペトラシヨコ経済貿易農業発展相は、2050年までにEUが掲げる「気候中立」（climate neutrality）の目標を達成する旨発言。併せて、ステファニナ副首相も、ウクライナが近い将来、EUの欧州バッテリー同盟及びクリーン水素同盟に加盟可能となる旨発言。

・19日、アブロマフスキー環境保護天然資源相は2025年から炭素税を導入することで温室効果ガスの排出を削減し、炭素中立を達成できる旨発言。

▼宇宙開発

・13日、閣僚会議は、「2025年までの科学・技術的宇宙プログラム大綱」を承認し、150億フリヴニャの国家予算を充て、宇宙技術に関する国内市場の発展、宇宙産業企業支援、国内外の投資誘致等を計画する旨発表。

▼IT・電子政府

・13日、フェードロフ・デジタル移行相は、IT企業・技術者向けバーチャル経済国家構想「DiiarCity」における税制度の構想を発表。個人所得税を5%（通常18%）とするほか、被雇用者の社会福祉を向上させることを検討中である旨発言。

3. 防衛

▼ウクライナ、世界の軍事ランキング25位に上昇

・1月上旬、米国の軍事系ウェブサイトを主催するGlobal Firepowerは2021年の世界の軍事ランキングを公表、ウクライナは前年の27位から25位に上昇。日本は2020、21年ともに第5位にランクイン。

▼米海軍駆逐艦が黒海に入域

・23日、米海軍第6艦隊所属のアーレイバーク級駆逐艦（DDG75）「ドナルド・クック」、同型艦（DDG78）「ポーター」がそれぞれ黒海に入域。両艦艇は黒海沿岸のNATO加盟国・パートナー国と各種訓練を実施。米艦艇による黒海入域は本年初（2020年は計7回）。